

まちの借金

まちでは、道路や公共施設の整備など、事業を実施する際の財源の一つとして借金をしています。借金をする理由は、大きく二つあります。

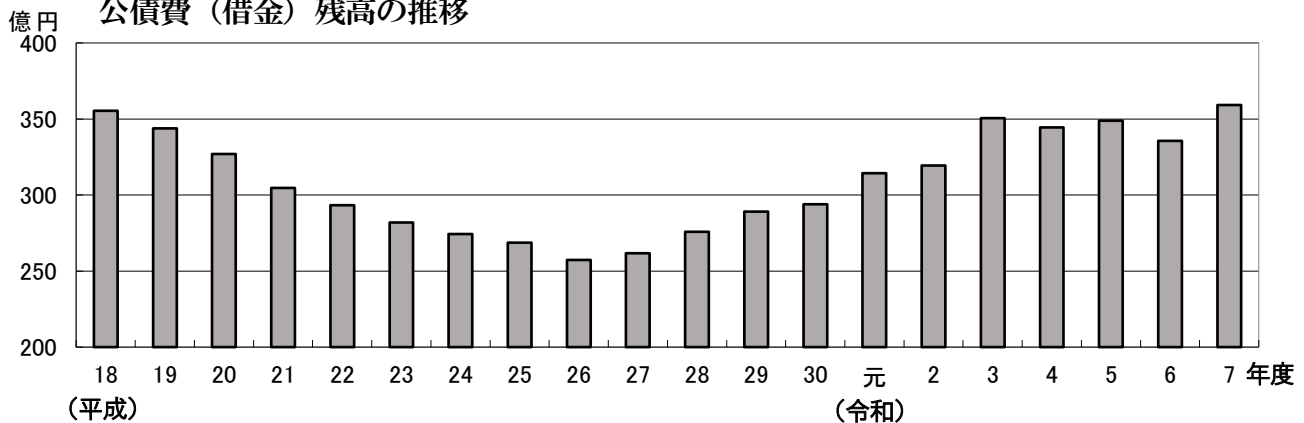
一つは、負担の平準化（受益者負担の均等化）を図ることであり、もう一つは、返済金の一部が国から補てんされるためです。一括払いするよりも、借金をした方がまちの負担は軽くなります。

借金残高は、平成18年度から平成26年度までは減少しましたが、平成27年度以降は、大型事業の実施に伴い増加傾向にあります。

令和6年度末現在高見込みについては、事業費の変動などにより増減することがあります。



公債費（借金）残高の推移



令和7年度 公債費（借金）残高の見込み

会計名	令和7年度末 現在高見込み	令和6年度末 現在高見込み	増減額	増減率
一般会計	303 億 9,353 万円	279 億 4,479 万円	24 億 4,874 万円	8.8%
水道事業	25 億 6,461 万円	24 億 7,341 万円	9,120 万円	3.7%
下水道事業	29 億 6,038 万円	31 億 4,591 万円	▲ 1 億 8,553 万円	▲ 5.9%
計	359 億 1,852 万円	335 億 6,411 万円	23 億 5,441 万円	7.0%

借金返済

借金（町債）の借入れと返済（償還）について説明します。

【借金（町債）】

一般的に家庭で借金をする場合、全て自己資金で返済することになりますが、まちで借金をする場合は、返済の一部を国が負担する制度があります。（交付税措置）

借入れの対象となる事業等により、返済に対する国の負担率は異なります。（0～80％）

返済に対する国の負担は、実質的に補助金の意味合いを持つことから、まちが事業を実施する場合に活用することで、財政負担を軽減することができます。

町村合併以前は、遠軽町を除く3町村が過疎地域に指定されており、返済に対するまちの負担が30％になる過疎対策事業債を借り入れることが可能となりましたが、町村合併以降は、遠軽

町全域が過疎地域に指定され、遠軽地域の事業に対しても借り入れることが可能になりました。

また、町村合併したことで、返済負担が約34%になる合併特例債を借入れることも可能となり、この二つの借金は、他の借金に比べて国の負担率が高いもので、芸術文化交流プラザ整備などにも活用しています。

【借り入れの条件】

借金をする場合、どんな事業でも借りられるわけではなく、事業の内容が借入れの条件に合致している必要があります。

また、他の市町村を含めて借り入れできる額に上限がある場合がありますが、希望額より少ない額しか借りられないこともあります。

【返済(償還)】

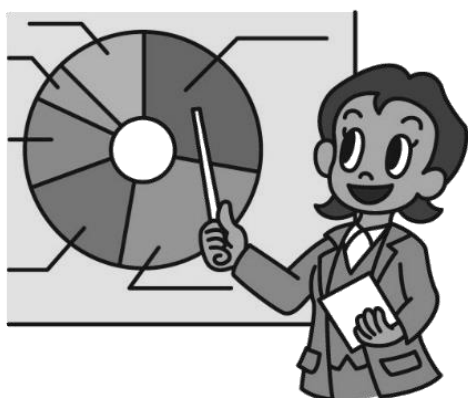
借金は、必ず返済しなければなりません。

過疎対策事業債や合併特例債などは、返済の負担が軽減されますが、負担がなくなるわけではありません。

借金をする場合、残高や返済負担がどのように推移し、将来の財政運営に影響していくのかを見通しを持った上で、計画的に行う必要があります。

【計画的な借り入れ】

平成27年度に策定したまちの財政計画においては、10年間の計画期間中における事業とその財源である借金の額、国の負担(交付税措置)などを見込んでいます。

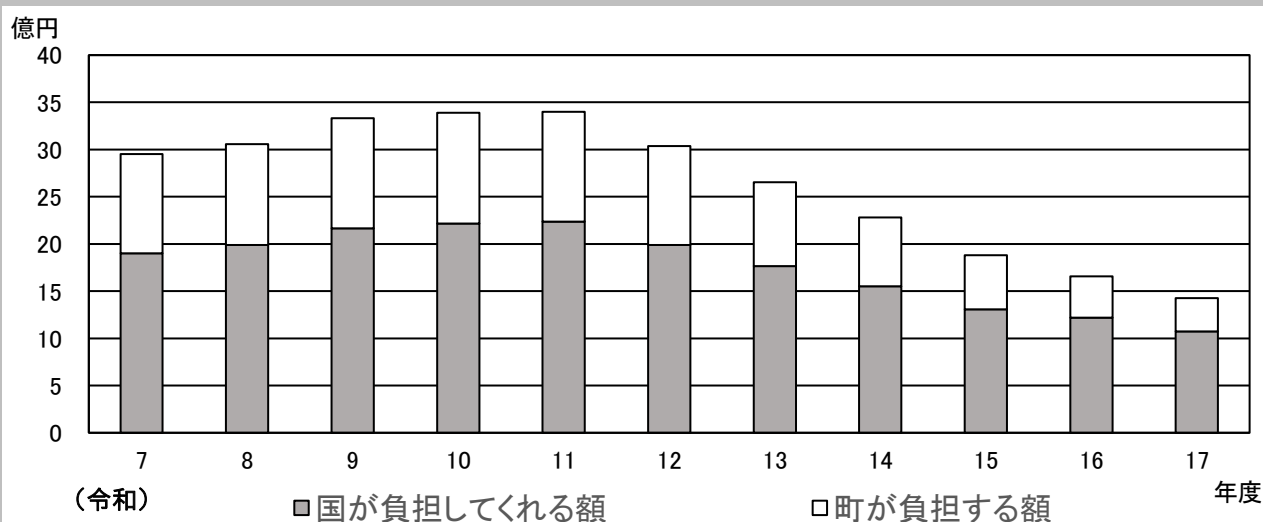


これからの借金返済は？(一般会計)

令和7年度までに借入れた借金は、利息と一緒に今後返済(下段グラフ)することになります。借金返済のピークは令和11年度に34億円を返済しますが、そのうち、22.4億円は国が負担してくれることから、残りの11.6億円を町が負担することになります。

町が負担する返済は、まちの預金を取り崩したり、施設などの使用料や町民の皆さんに納めていただいた税金などで返済していきます。

また、まちの借金の返済額の大きさを表す「実質公債費比率」の判断基準(早期健全化基準(22ページ))は、超えない水準を保つ見込みです。



※ 令和8年度以降に借入れる借金の返済額は含まれていません。